

議案第 4 3 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和2年4月17日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険条例（昭和40年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し、3項、見出し及び3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手

当金と給与等との調整)

- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 8 前項の規定によりこの町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

瑞穂町国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章から第8章 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>3 <u>給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>4 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)</u>の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章から第8章 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p>

準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額
の30分の1に相当する金額の3分の2に相当
する金額を超えるときは、その金額とする。

- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始め
た日から起算して1年6月を超えないものと
する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被
保険者等に係る傷病手当金と給与等との調
整)

- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場
合又は発熱等の症状があり当該感染症の感
染が疑われる場合において給与等の全部又
は一部を受けることができる者に対して
は、これを受けることができる期間は、傷
病手当金を支給しない。ただし、その受け
ることができる給与等の額が、附則第4項の
規定により算定される額より少ないとき
は、その差額を支給する。

- 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス
感染症に感染した場合において、その受け
ることができるはずであった給与等の全部
又は一部につき、その全額を受けることが
できなかつたときは傷病手当金の全額、そ
の一部を受けることができなかつた場合
においてその受けた額が傷病手当金の額より
少ないときはその額と傷病手当金との差額
を支給する。ただし、同項ただし書の規定
により傷病手当金の一部を受けたときは、
その額を支給額から控除する。

- 8 前項の規定によりこの町が支給した金額
は、当該被保険者を使用する事業所の事業
主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後
の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手
当金の支給を始める日が令和2年1月1日から

規則で定める日までの間に属する場合に適用する。